

家畜衛生だより



令和5年度第14号(鶏) 令和5年10月発行

南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

今シーズン 野鳥国内1例目！ 北海道(美唄市)の死亡野鳥から 高病原性鳥インフルエンザが検出！



北海道美唄市で令和5年10月4日(水)に回収された死亡野鳥(ハシブトガラス1羽)から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が検出されました。

本事例は今シーズンで1例目の、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確認事例になり、すでにウイルスを保有する渡り鳥が日本に飛来していることが示唆されます。

引き続き、飼養衛生管理の見直し・再徹底、消石灰散布等を実施し、ウイルスの侵入および本病の発生に対する警戒をお願いいたします。

10月分を出されていない方へ

飼養衛生管理基準 一斉点検 チェック表 の報告をお願いします！！

※卵の販売をしている方は、羽数に関わらず、全員対象です。

昨年同様、令和5年10月～令和6年5月は、鳥インフルエンザの警戒強化期間になります。家さんの飼育環境を確認し、別紙のチェック表に記入の上、南部家保まで御報告ください。

お電話での御報告でも大丈夫です！

南部家保 TEL 04-7092-2304
FAX 04-7092-1434

飼養衛生管理基準 一斉点検 チェック表

毎月一日は『一斉消毒の日』です。
飼養衛生管理基準の重点項目を見直しましょう！

10月分
ご活用下さい。

年月日: 令和 年 月 日
農場名:
住 所:

チェック	番号	項目	内容
<input type="checkbox"/>	13	衛生管理区域内に立ち入る者の 手指消毒	衛生管理区域入口に、消毒設備または手袋を設置し、立入者が手指消毒または手袋着用している。
<input type="checkbox"/>		衛生管理区域専用の	衛生管理区域専用の衣服・靴を設置し、立入者が着

家さんに異常があった場合は、 速やかに家畜保健衛生所に通報してください！

特定症状以外や、死亡羽数の増加が比較的緩やかな場合もあります。
平時から健康観察を行い、いつもと様子が違ったり、異常を発見した際は直ちに家畜保健衛生所まで御連絡ください！

死亡率の上昇(過去21日間における平均の2倍以上)、鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下、5羽以上のまとまった死亡など



死亡率の上昇



← 顔面・ときかの浮腫・チアノーゼ

千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。